



2015年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 2級 生保顧客

## 資産相談業務

実施日◆2015年5月24日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

### ★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月1日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

**解答にあたっての注意**

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在  
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮  
しないものとします。

2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。

4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従  
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5. 解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（51歳）は、学習塾を営む個人事業主である。Aさんは、大学卒業後、大手学習塾に勤務していたが、その後独立して現在に至っている。Aさんの妻Bさん（53歳）は、大学卒業後に入社した会社をAさんとの結婚を機に退職し、現在は専業主婦である。なお、Aさん夫婦に子どもはいない。

学習塾は地域での評判もよく、収入も安定しているため、Aさんは体力が続く限り仕事を続けたいと考えているが、老後の生活資金に不安を感じており、特に公的年金制度について知っておきたいと思っている。そこで、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

生年月日 : 昭和38年12月12日（51歳）

公的年金の加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

昭和58年12月 昭和61年4月 平成13年10月 平成27年5月

国民年金 未加入期間 (28月)	厚生年金保険 被保険者期間 (186月)	国民年金 保険料納付済期間 (163月)	国民年金 保険料納付予定 (103月)
------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------

(20歳)

(60歳)

< 妻Bさんに関する資料 >

生年月日 : 昭和36年11月18日（53歳）

公的年金の加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

昭和56年11月 昭和59年4月 平成27年5月

国民年金 未加入期間 (29月)	厚生年金保険 被保険者期間 (120月)	国民年金 保険料納付済期間 (253月)	国民年金 保険料納付予定 (78月)
------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------

(20歳)

(60歳)

※妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にある。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさん夫婦が受給することができる公的年金制度の老齢給付について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～フのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- i) 「Aさんおよび妻Bさんが大学生であった20歳から就職するまでの期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に（ ① ）期間として算入されます」
- ii) 「Aさんが65歳以後も学習塾を経営し、生活資金等に余裕がある場合、老齢基礎年金の支給開始を繰り下げることにも検討に値します。仮に、支給開始年齢を70歳0カ月とした場合、老齢基礎年金の繰下げによる増額率は（ ② ）となります」
- iii) 「厚生年金保険の被保険者期間が（ ③ ）以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方は、生年月日等に応じて65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができる場合があります。妻Bさんの場合、原則として（ ④ ）から報酬比例部分相当の特別支給の老齢厚生年金を受給することができます」

〈語句群〉

イ. 保険料全額免除	ロ. 保険料納付済	ハ. 合算対象			
ニ. 30%	ホ. 42%	ヘ. 58%	ト. 1カ月	チ. 6カ月	リ. 1年
ヌ. 60歳	ル. 62歳	ヲ. 64歳			

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度全般についてアドバイスをした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「仮に、現時点（平成27年5月24日）でAさんが亡くなった場合、妻Bさんは、所定の手続により遺族厚生年金を受給することができますが、その遺族厚生年金には中高齢寡婦加算額が加算されます」
- ② 「Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金は、雑所得として所得税の課税対象となります」
- ③ 「公的年金制度からの年金給付は、原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前月までの分が支払われます」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法についてアドバイスをした。  
Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、老齢基礎年金の年金額を増やすことを目的に、60歳から65歳まで国民年金に5年間任意加入し続け、国民年金の保険料を納めることができます」
- ② 「Aさんは、国民年金の定額保険料のほかに月額400円の国民年金の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金の受給時に、付加年金を受給することができます」
- ③ 「Aさんは、自身の老後の年金収入を準備するために、中小企業退職金共済制度に加入することができます。加入して支払った掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（53歳）は、妻Bさん（51歳）、長女Cさん（25歳）との3人家族である。Aさんは、現在加入している生命保険が平成27年8月に更新を迎えるのを機に、保障内容の見直しを検討している。

Aさんには実父（77歳）がおり、現在は元気であるが、将来、介護が必要な状態となることを心配しており、公的医療保険や公的介護保険について理解を深めたいと考えている。そこで、Aさんは、知人のファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが現在加入している生命保険に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんが現在加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険  
契約年月 : 平成17年8月  
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 : 妻Bさん  
月払保険料（口座振替） : 2万5,569円

主契約および特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	100万円	70歳・終身
定期保険特約	3,200万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	500万円	10年
疾病入院特約（本人・妻型）	1日目から日額1万円	10年
災害入院特約（本人・妻型）	1日目から日額1万円	10年
家族定期保険特約	300万円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※妻Bさんの入院日額は、被保険者であるAさんの6割である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している生命保険の保障内容等について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「仮に、Aさんが、現時点で医師によって生まれて初めて胃がんと診断確定され、手術をしないで、継続して20日間入院した場合、Aさんが受け取ることになる給付金等の総額は220万円となります」
- ② 「仮に、妻Bさんが保険期間中に亡くなった場合、Aさんが受け取ることになる家族定期保険特約の死亡保険金300万円は、相続税の課税対象となります」
- ③ 「現在加入している生命保険の各種特約を平成27年8月に更新した場合、Aさんが平成27年中に支払った保険料は、全額が平成24年1月1日以後の新制度における生命保険料控除の対象となります」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、公的医療保険や公的介護保険の概要について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i) 「高齢者の医療の確保に関する法律における後期高齢者医療制度の被保険者は、障害の状態にある場合等を除き、原則として（ ① ）以上が該当しますので、Aさんのお父さまは後期高齢者医療制度の被保険者となります。

仮に、お父さまが病気となり、療養の給付を受ける場合、お父さまの年間収入は、100万円程度の公的年金のみとお伺いしていますので、一部負担金（自己負担額）の割合は、原則として（ ② ）となります」

ii) 「Aさんのお父さまは、公的介護保険における（ ③ ）被保険者となります。仮に、お父さまに介護等が必要な状態が生じた場合は、要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分等について、（ ④ ）の認定（要介護認定）を受けなければなりません」

〈語句群〉

イ. 65歳    ロ. 70歳    ハ. 75歳    ニ. 1割    ホ. 2割    ヘ. 3割  
ト. 第1号    チ. 第2号    リ. 第3号    ヌ. 後期高齢者医療広域連合  
ル. 厚生労働大臣    ヲ. 市町村（特別区を含む）



《問6》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについてアドバイスをした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「先進医療は、治療効果が期待される反面、費用は高額となるケースも多く、また、健康保険における先進医療に係る費用の一部負担金（自己負担額）の割合は3割となるため、先進医療の保障を準備することも検討してください」
- ② 「現在加入している生命保険の保障内容を同額で更新した場合、更新後の保険料は上昇します。生命保険の見直しを考える際は、今後の収入や支出を十分に考慮したうえで、Aさんが支出可能な保険料の額を算出することも大切です」
- ③ 「契約転換制度を利用して現在の保障内容を見直す際に、保険会社が指定した医師の診査を受けた場合、当該転換後契約はクーリング・オフ制度の対象となります」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（65歳）は、X社の専務取締役である長男Bさん（42歳、配偶者あり）が独り立ちしてきたこともあり、X社を長男Bさんに任せ、今期中の引退を考えている。引退時には、役員退職金を受け取る予定であり、その原資として、X社が現在加入している生命保険の解約返戻金を活用することを検討している。

そこで、知り合いのファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X社が現在加入している生命保険の契約内容は、以下のとおりである。

＜X社が現在加入している生命保険の契約内容＞

保険の種類	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月	平成9年9月
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	95歳満了
死亡保険金額	1億円
年払保険料	280万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）18年6カ月で退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 仮に、X社が現在加入している長期平準定期保険をAさんの役員退職金に充当するために解約した場合のX社の経理処理（仕訳）について、下記の〈条件〉を基に、空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ワのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈条件〉

- ・ X社が解約時まで支払った保険料の総額を5,040万円とする。
- ・ X社が計上している配当金積立金の額を10万円とする。
- ・ 解約時の解約返戻金の金額を4,600万円とする。
- ・ 上記以外の条件は考慮しないものとする。

〈長期平準定期保険の解約返戻金受取時のX社の経理処理（仕訳）〉

借 方	貸 方
現金・預金 ( ① ) 万円	前払保険料 ( ② ) 万円
	配当金積立金 10万円
	( ③ ) ( ④ ) 万円

〈語句群〉

イ. 1,566	ロ. 2,016	ハ. 2,070	ニ. 2,300	ホ. 2,520
ヘ. 2,574	ト. 2,760	チ. 3,024	リ. 4,600	ヌ. 5,040
ル. 解約返戻金	ヲ. 雑損失	ワ. 雑収入		

《問9》 長男Bさんは、契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人をX社、被保険者を長男Bさんとする生命保険への加入を検討している。Mさんが、長男Bさんに対してアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Bさんの役員退任時の退職金の支払に備えて終身保険に加入し、Bさんの退任時に、契約者をBさん、死亡保険金受取人をBさんの配偶者に名義変更することで、当該生命保険契約を退職金の一部として現物支給することができます」
- ② 「Bさんの死亡退職金や役員退任時の退職金の支払に備えて長期平準定期保険に加入した後、当該生命保険を払済終身保険に変更した場合、変更時点における資産計上額と解約返戻金相当額との差額を雑収入もしくは雑損失として経理処理することになります」
- ③ 「Bさんが亡くなった場合のX社の事業保障資金の確保に備えて保険期間10年の定期保険に加入し、保険料を全期前納した場合、その保険料は、支払った年度において、全額がX社の損金の額に算入することになります」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、平成26年7月に新築マンションを取得し、同月中に居住を開始した。Aさんは、住宅借入金等特別控除の適用を受けるために平成26年分の所得税について確定申告をしている。

Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん（42歳）： 会社員

妻Bさん（44歳）： 平成26年中にパートタイマーとして給与収入98万円を得ている。

長男Cさん（20歳）： 大学生。平成26年中にアルバイトとして給与収入40万円を得ている。

母Dさん（68歳）： 平成26年中に老齢基礎年金70万円を受け取っている。

＜Aさんの平成26年中の収入に関する資料＞

給与収入の金額： 840万円

＜Aさんが平成26年中に支払った生命保険の保険料に関する資料＞

正味払込保険料： 20万円（一般の生命保険料控除の対象となる保険契約）

※上記生命保険は平成22年4月に契約した（契約後に更新や契約内容の見直しはしていない）ものであり、正味払込保険料は、Aさんの平成26年分の所得税に係る所得控除の対象である。

＜Aさんが取得した新築マンションに関する資料＞

取得価額： 3,810万円

土地： 48㎡（敷地利用権の割合相当の面積）

建物： 70㎡（専有部分の床面積）

取得日・契約日： 平成26年7月3日

居住開始日： 平成26年7月26日

資金調達方法： 自己資金1,800万円、銀行からの借入金2,010万円

返済期間： 20年

※Aさん単独の借入れであり、平成26年12月31日現在の借入金残高は2,000万円である。

※取得したマンションは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

※住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしているものとする。

※妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※家族の年齢は、いずれも平成26年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 住宅ローンを利用して新築マンションを取得した場合における、所得税の住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）の適用要件に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

本控除は、住宅ローン等を利用して自己の新築居住用マンションを取得した場合で、所定の要件を満たすとき、その取得に係る住宅ローン等の年末残高等を基に計算した金額を、居住の用に供した年分以後の控除対象期間中の各年分の所得税額から控除することができる税額控除である。

本控除の対象となる住宅ローン等とは、一定の要件を満たす借入金等で、償還期間または賦払期間が（ ① ）年以上の割賦償還の方法により返済等されるものが対象となっている。

本控除の適用を受けるためには、取得したマンションの専有部分の床面積が（ ② ）㎡以上であり、かつ、その2分の1以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。

なお、本控除の適用を受けようとする者の合計所得金額が（ ③ ）万円を超える年分については、本控除の適用を受けることができない。

〈数値群〉

イ. 7	ロ. 10	ハ. 15	ニ. 20	ホ. 30	ヘ. 40	ト. 50	チ. 60
リ. 1,000	ヌ. 2,000	ル. 3,000					

《問11》 Aさんの平成26年分の所得税額の計算等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 妻Bさんの平成26年分の合計所得金額は38万円を超えているため、Aさんは、妻Bさんを控除対象配偶者とする配偶者控除の適用を受けることができない。
- ② 長男Cさんは、Aさんと生計を一にしており、かつ、19歳以上23歳未満であるため、Aさんの控除対象扶養親族（特定扶養親族）に該当する。
- ③ 母Dさんは、65歳以上であり、かつ、Aさんと同居し、生計を一にしているため、Aさんは、母Dさんを老人扶養親族とする扶養控除（控除額58万円）の適用を受けることができる。

《問12》 Aさんの平成26年分の所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	( ① ) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	( ② ) 円
配偶者控除	□□□円
扶養控除	□□□円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	2,240,000円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	□□□円
(d) 算出税額 (cに対する所得税額)	( ③ ) 円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)	( ④ ) 円
(f) 差引所得税額	□□□円
(g) 復興特別所得税額	□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税の額	□□□円
(i) 所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額	□□□円
(j) 所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額	□□□円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30%+18万円
360	～ 660	収入金額×20%+54万円
660	～ 1,000	収入金額×10%+120万円
1,000	～ 1,500	収入金額×5%+170万円
1,500	～	245万円 (上限)

<資料> 所得税における生命保険料控除額(平成23年12月31日以前に締結した保険契約)

年間支払保険料		生命保険料控除額
2万5,000円以下		支払保険料の全額
2万5,000円超	5万円以下	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +1万2,500円
5万円超	10万円以下	支払保険料× $\frac{1}{4}$ +2万5,000円
10万円超		5万円

<資料> 所得税における生命保険料控除額(平成24年1月1日以後に締結した保険契約)

年間支払保険料		生命保険料控除額
2万円以下		支払保険料の全額
2万円超	4万円以下	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +1万円
4万円超	8万円以下	支払保険料× $\frac{1}{4}$ +2万円
8万円超		4万円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	40%	279万6,000円



【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

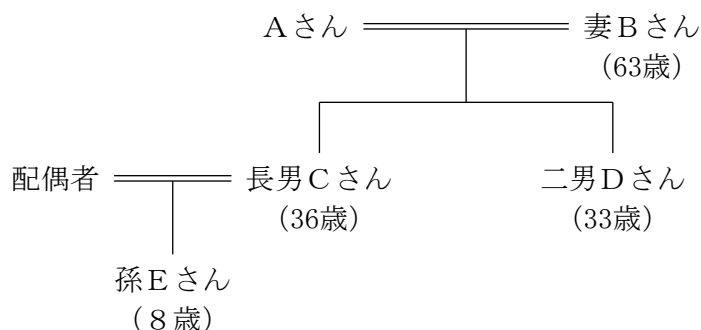
Aさん（68歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、長男Cさん（36歳、X社取締役）に事業を引き継がせたいと考えているが、Aさんが保有する財産に占めるX社株式の割合が高いため、二男Dさん（33歳、公務員）との間で遺産分割を巡る争いが起きることを心配している。

そこで、Aさんは、自身の相続開始前に遺産分割にある程度の道筋をつける意味から、家族と話し合いをしたうえで、平成27年中に財産の一部を贈与する予定である。

また、孫Eさん（8歳）に対しては、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」（以下、「教育資金の非課税特例」という）を利用して、現金の贈与を検討している。

Aさんの家族構成および平成27年中にAさんが贈与する予定の財産に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんの家族構成＞



＜平成27年中にAさんが贈与する予定の財産に関する資料＞

- ① 妻Bさんに対する贈与財産  
自宅（土地および建物） : 2,500万円（相続税評価額）
- ② 二男Dさんに対する贈与財産  
現金 : 3,000万円
- ③ 孫Eさんに対する贈与財産  
現金（教育資金の一括贈与） : 1,200万円

※妻Bさん、二男Dさんおよび孫Eさんは、上記の贈与以外に過去および平成27年中に財産の贈与は受けていないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 妻Bさんは、Aさんから贈与を受ける予定の自宅（土地および建物）について贈与税の配偶者控除の適用を検討している。贈与税の配偶者控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～ヨのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

夫婦間で居住用不動産の贈与が行われ、贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合、贈与税の課税価格から、基礎控除額（①）のほかに、最高で（②）を配偶者控除額として控除することができる。

贈与税の配偶者控除の適用を受けるための要件には、「贈与者との婚姻について、婚姻の届出があった日から贈与があった日までの期間が（③）以上あること」「原則として、贈与を受けた年の（④）までに贈与税の申告書を提出すること」などがある。

〈語句群〉

イ. 38万円    ロ. 65万円    ハ. 110万円    ニ. 500万円    ホ. 1,000万円  
ヘ. 1,500万円    ト. 2,000万円    チ. 2,500万円    リ. 5年    ヌ. 10年  
ル. 20年    ヲ. 25年    ワ. 12月31日    カ. 翌年2月1日    ヨ. 翌年3月15日

《問14》 Aさんが平成27年中に行う予定の贈与に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 二男Dさんが贈与により取得する現金について、相続時精算課税の適用を受けた場合、翌年（平成28年分）以後のAさんからの贈与については、暦年課税に変更することができない。
- ② 孫Eさんが贈与により取得する現金について、教育資金の非課税特例の適用を受けた場合、2,500万円を限度として贈与税が非課税とされる。
- ③ 教育資金の非課税特例の適用を受ける場合の要件のひとつとして、受贈者の年齢は、贈与があった日において20歳未満でなければならない。

《問15》 二男DさんがAさんから3,000万円の現金の贈与を受け、初めて相続時精算課税の適用を受けた場合の二男Dさんの平成27年分の贈与税額を、計算過程を示して求めなさい。  
〈答〉は万円単位とすること。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）